

令和4年3月24日
海事局船員政策課2022年4月スタート
船員の
働き方改革**「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」の公表
～船員の働き方改革を推進します～**

「船員の働き方改革」に向け、労務管理を適正に行うためには、船舶所有者が、船員の労働時間を適切に把握し、把握した労働時間に基づいて労務管理を行う体制を整備することが必要です。

このため、国土交通省では、船舶所有者が行う労務管理の参考となるよう、船員の労働時間の範囲やその把握方法、労務管理における船舶所有者や労務管理責任者等の役割等を示した「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」を作成・公表しました。

1. 背景・経緯

- 「船員の働き方改革の実現に向けて」（令和2年9月 船員部会とりまとめ）において船員の労働時間の範囲の明確化を図っていくべきとの提言がなされたこと
 - 海事産業強化法による船員法等の改正を踏まえ、船員の労働時間の把握方法や、労務管理事務所・船舶における各主体の役割・責務等について、指針を示す必要があること
- から、今般、「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」を作成・公表しました。

2. 概要

本ガイドラインでは、主に次の事項について記載しています。

（ガイドライン本体は下記「船員の働き方改革」特設ウェブページをご覧ください。）

- **船員の労働時間の範囲** （船員の「労働時間」の考え方、労働時間該当性の判断方法）
※労働時間への該当例として、手待ち時間、研修・訓練への参加時間等を例示しています。
- **船員の労働時間の状況の把握の方法**
（船内での労働時間の記録、労務管理事務所における労務管理記録簿の作成・備置き）
- **労務管理における船舶所有者・労務管理責任者・船長の役割・責任**

★ あわせて、「『**船員の労務管理の適正化に関するガイドライン**』の**解説**」も公表しました。本ガイドラインの内容の詳細に加えて、船員法の労働時間や休日・休暇に係る規制についても解説していますので、ご活用ください。

★ 国土交通省「**船員の働き方改革**」特設ウェブページでは、本ガイドライン、「ガイドラインの解説」のほか、各種リーフレットやお役立ちツールを掲載していますので、ぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html



【問い合わせ先】 海事局船員政策課 高桑 池田
(代表) 03-5253-8111 (内線 45-147)
(直通) 03-5253-8652 (FAX) 03-5253-1643